

他自治体における市民活動促進基本計画の比較一覧(No.1)

	市民まちづくり活動促進基本計画 (札幌市 H21.4予定)	静岡市市民活動促進基本計画 (静岡市 H20.4)	市民公益活動促進のための 基本方針(仙台市 H13.4) ↓<具体化> 市民公益活動促進プラン21(H15.3)	仙台市コミュニティビジョン (仙台市 H20.3)	市民活動との協働に関する 基本方針「横浜コード」 (横浜市 H11.3)	協働推進の基本指針 (横浜市 H16.7)	川崎市市民活動支援指針 (川崎市 H13.9)
特徴	○町内会も支援の対象 ○基金を通じた寄附文化の醸成 ○団体間の連携、人材育成の重視	○「新しい公共」、「協働」、「市民都市・静岡市」をキーワード ○協働事業の創出を重視	○「市民協働のまちづくり」、「市民が支え合う」21世紀都市・仙台の構築」がキーワード ○網羅的内容	○地域コミュニティづくりのための基本指針	○方針は協働の基本原則を定義	○指針は実施プラン的位置づけ ○協働事業の実施が中心	○市民活動全般の網羅的内容 ○市民活動の自主性尊重の徹底 ○中間支援組織の重視
概念	「市民まちづくり活動」 町内会、ボランティア団体、NPOなど		「市民公益活動」とは、市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの	「地域コミュニティ」とは、「地域性」「共同性」「地域感情」の3要素を満たす地域や人々の集団	協働の理念 「民」の力の発揮、協働の主体など		「市民活動」とは、先駆的、多元的、自立的な活動
基本的考え方			1) 社会を支える新しい力 2) 地域コミュニティの活力源 3) まちづくりの推進力 4) 新たな社会経済活動の主体 5) 自己実現・エンパワーメントの場	目指すべき4つの地域コミュニティ像 1) 多様な価値観を認め合う開かれたコミュニティ 2) コミュニケーションの豊かなコミュニティ 3) 理念を共有し資源を生かすコミュニティ 4) 共生のルールのあるコミュニティ	市民活動と行政が協働して公共的課題の解決にあたるため、協働関係を築く上での基本的な事項を定め、公益の増進に寄与することを目的とする。		市民活動支援指針の基本的な考え方 ○支援の意味と支援指針の目的 ○市民活動の定義、支援の対象 ○支援の考え方 ○支援の基本的な柱、方法
役割	市民、事業者、市の役割を条例で定めている	○市民に求められるもの ○市に求められるもの					支援の考え方 ○市民の自己決定の拡大 ○行政の内部改革 ○市と市民活動団体の責務
目指す姿	市民、事業者、市の協働によるまちづくり	「市民都市・静岡市」 市民が協働を通じてよりよいまちづくりに主体的、積極的に参画	(協働を基調とした、21世紀都市仙台)	地域コミュニティの活性化 豊かで幸せな暮らしの実現へ			
指標	【目標として設定する必要性について要検討】	1) ボランティア数 2) 常勤・有給スタッフ1人以上の市民活動団体数 3) NPO法人数 4) 協働事業数					
現状と課題	(市民) ○まちづくりへの参加なしが6割、「忙しい」等が理由 ○まちづくりの情報提供や気軽に参加できる講座、イベントを望む声が多い ○まちづくり活動には、身近な問題解決・住みやすい地域づくりを期待 (団体) ○助成金情報へのニーズ高い ○身近な活動場所や事務所スペースのニーズ高い ○団体間の交流機会へのニーズ高い ○団体のPR支援の必要性(企業) ○4割が社会貢献活動の経験なし ○活発性の低さは自覚 ○情報提供・参加機会の設定を期待 ○市民活動への理解は分かれる ○従業員の参加は賛成、サポート・コーディネート機能を望む	1) 市民活動の社会的使命の徹底と評価制度の確立 2) 市民活動に対する市民の参加促進 3) 市民活動団体の組織力の向上 4) 市民活動の活動場所の確保 5) ネットワーク化の推進とコーディネーターの育成 6) 情報提供 7) 協働の仕組みと行政の意識改革	1) -1市民の多様な自主的活動の促進 1) -2市民の市民公益活動参加の環境整備 2) 多様な人材育成機会の提供 3) -1市民活動サポートセンター機能の充実 3) -2目的別施設との連携促進 3) -3地域施設における市民公益活動支援機能の充実 4) -1多様な市民の活動との連携・協力の仕組みづくり 4) -2市民公益活動支援機能を有する機関や団体相互の連携・協力 5) -1市民参加の基盤整備 5) -2パートナーシップに基づく市民公益活動団体との連携推進 6) 市民公益活動に対する有効な助成制度の検討 7) -1事業委託の推進や事業発注の機会の確保 7) -2事業委託の仕組みづくり 8) 企業の社会貢献活動を支援する環境づくり	○地域の現状と課題 1) さまざまな活動の主体 2) 活動の担い手と拠点 ○地域振興施策 1) 全般的な方向性 2) 地域の各種団体に対する支援 3) 活動の担い手育成と活動資金の支援 4) 行政の縦割りと地域活動	公金の支出や公の財産の使用における必要要件 1) 社会的公共性があること 2) 公費濫用を防止すること 3) 情報を公開すること	1) 現行制度における協働事業の課題(団体の意見反映等) 2) 協働事業 3) 協働事業のプロセスモデル	

他自治体における市民活動促進基本計画の比較一覧 (NO.2)

	市民まちづくり活動促進基本計画 (札幌市 H21.4予定)	静岡市市民活動促進基本計画 (静岡市 H20.4)	市民公益活動促進のための 基本方針(仙台市 H13.4) ↓<具体化> 市民公益活動促進プラン21(H15.3)	仙台市コミュニティビジョン (仙台市 H20.3)	市民活動との協働に関する 基本方針「横浜コード」 (横浜市 H11.3)	協働推進の基本指針 (横浜市 H16.7)	川崎市市民活動支援指針 (川崎市 H13.9)
基本原則 理念	条例:協働の原則 1)対等な立場、相互理解 2)情報共有 3)自主性、自立性	1)自主性、先駆性及び創造性の 尊重 2)対等な関係の尊重 3)相互理解の推進 4)情報の公開及び共有 ※条例第4条	市の基本姿勢 1)自主性、主体性の尊重 2)先駆性、多様性の尊重 3)客観性、透明性の確保 4)パートナーシップの確立	地域コミュニティづくりに取り組む5 つの視点 1)活動の担い手の発掘と育成 2)地域情報の共有 3)地域資源の有効活用 4)魅力ある事業の企画と実施 5)地域コミュニティを活性化する理 念の共有	1)対等の原則 2)自主性尊重の原則 3)自立化の原則(市民活動が自立 化する方向で協働を進める) 4)相互理解の原則(市民活動と行 政が長所、短所や立場を理解し 市民活動と行政がその活動の 全体または一部について目的を 共有する) 6)公開の原則	1)民の力が発揮される社会 2)協働とその原則 3)ふさわしい領域 4)協働の主体	
施策の 方向	市民、事業者、市の役割分担のも と、相互に連携・協力して、豊かで 活力ある地域社会の発展に寄与す る。	1)市民活動の理念の共有化 の推進 2)市民活動を担う市民の実行力と 組織力の向上 3)相互理解と連携、協力の推進				1)自立した市民、行政の意識改革 2)相互信頼の醸成 3)地域課題の共有化 4)環境の整備	
施策	条例:総合的な支援 ○4つの支援 1)情報の支援 2)人材の育成支援 3)活動の場の支援 4)財政的支援 ○団体同士の交流・連携の場づくり ○段階的な担い手育成の施策	1)市民活動への参画の促進 ○参画のきっかけづくり ○参画しやすい環境づくり 2)市民活動の自立を支える環境 づくり ○団体間の交流・連携の促進 ○市民活動のPR、顕彰の促進 ○情報収集・提供 ○リーダー、専門的人材の養成と 確保 ○市民活動における財政問題の 調査・研究 ○市民による市民活動の検証と 評価の調査・研究 3)協働事業の促進 ○協働事業の促進 ○教育機関、企業等との連携 ○協働事業提案制度の充実 ○協働事業の検証と評価 4)促進体制等の整備	1)市民公益活動参加の促進 生涯学習事業、地域開放など 2)人材の育成 市民公益活動の発展段階に応じ た多様な人材育成メニューの提供 3)拠点の充実・強化 市民活動サポートセンター事業の 充実、目的別施設・地域施設の支援 充実 4)ネットワークの構築 多様な団体相互の連携・交流機会 の創出など 5)市が行う施策への市民参加の 推進 市民の創意を市政に活かす仕組 みなど 6)活動助成制度の充実 市民公益活動に対する助成制度 の運営 7)市民公益活動団体への事業委 託の推進 活動団体への事業委託の仕組み づくり	地域と行政の取組の方向性 1) 地域コミュニティ組織と行政の 連携 2) 地域課題を共有・解決する場 の設定 3) 新しい連携の取組の促進 ①地域の各種団体相互の連携 促進 ②地域の各種団体と市民公益 活動団体などとの連携促進 ③地域の各種団体と商店街・企 業などとの連携促進 ④地域づくりコーディネート機能 の充実 4) 多様な事業の企画・実施	1)補助・助成(市民活動が主体とな る公共的事業に対し、資金の援助 を行うこと) 2)共催(市民活動が主体的に行う 事業に対し、市が企画及び資金面 において参加し、共同して事業を 実施するもの) 3)委託(契約規則等に基づき市の 事業等の実施を委託するもので、 市民活動が相手方となる場合) 4)公の財産の使用(市民利用施設 の優先利用等をルール化する) 5)後援(市民活動が主体的に行う 事業に対し横浜市後援名義の使用 により精神的支援を行う) 6)情報交換・コーディネート等(検 討会・協議会の設置、広報紙の発 行等によ	1)協働推進のための制度 2)協働推進の環境整備 (活動拠 点、人材育成、財政支援、情報 提供・共有) 3)協働を推進する体制	1)人材育成 支援の主体、支援対象、支援形 態、行政職員の研修 2)資金の確保 市民活動の資金源、資金確保に 向けての考え方、補助金・助成金・ 委託料のあり方 3)活動の場 拠点の持つ機能、拠点の管理運 営、活動団体自らの拠点 4)情報の共有化 「ひろば・ポータル」の形成、行政 の広報媒体の活用、中間支援組織 を活用した情報共有化の促進 5)中間支援組織 中間支援組織の必要性、市民主 導型の中間支援組織の育成、市の 出資法人の機能拡充
行政の 支援体制	条例:市の支援体制 ○職員研修など ○関係部局間の連携 ○まちづくりセンターを拠点とする 支援 ○市民まちづくり活動促進テー ブル	促進体制等の整備 ○理念・ルールの共有と啓発 ○活動拠点の整備 ○促進組織の整備	推進体制の整備と施策評価の仕組 みづくり ○推進体制の整備 ○施策評価 ○市民公益活動促進委員会による 市の促進施策評価	○行政の支援体制の拡充 1)基本的な考え方と支援体制 (行政内部の体制見直し、地域と 行政の相互理解の推進) 2)具体的な施策の方向性 (より実践的で役立つ情報提供の 仕組みづくり、団体の相互交流・連 携を促進する仕組みづくり、地域コ ミュニティの活動に応じた活動資金 づくりの支援、モデル事業の立ち上 げ) 3)地域活動の拠点となる場の充実 (地域づくり拠点施設としての市 民センターの機能充実、社会教育 事業と地域振興に関する事業との 連携強化、公共施設の地域開放促 進)			市民活動推進委員会 市民活動団体と行政の協働によ る市民活動支援推進の協議・検討 の場
その他	【重要事項】 寄付文化の醸成、基金、促進テー ブル			○地域コミュニティ活性化の実現に 向けて 1)地域と一体化した取組の推進 2)本市における施策の総合的展開 と進行管理	協働の担保(不断に見直しを行って いく必要がある。)		